

令和2年4月16日

会員各位

岐阜県中小企業団体中央会

岐阜県中央会職員の在宅勤務の実施について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、本会の事業運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、4月7日、国は7都道府県を対象として緊急事態宣言を発令しました。また、岐阜県においても4月10日に非常事態宣言を発令しました。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大が続いております。

岐阜県中央会といたしましても、職場での感染リスク軽減を図ること等を勘案し、**4月17日(金)より5月6日(水)まで**、職員に対し在宅勤務を実施します。

実施にあたっては、職員のグループ分けを行い、支援業務や会員サービスを低下させることのないように努めてまいりますので、ご理解ご協力を賜りますよう、お願いいたします。

また、接触機会低減を図り感染リスク回避の観点から、本会から会員組合や関係機関等への訪問は、極力控えさせていただきますとともに、本会へのご来会についても極力電話、メールでの対応を頂きますようお願いいたします。

今後につきましても、状況変化や社会情勢の変化等を踏まえ、在宅勤務実施期間の延長も想定されます。その際は、本会ホームページでご連絡いたします。

事態の鎮静化、皆さまのご安全を心よりお祈りいたします。

以上